

Q. 創業を支援する『地域創業助成金』について教えてください

A. ①創業時の必要経費と、②雇い入れに関する人件費の2種類の助成が受けられます。

この助成金は、約2年前に「地域雇用受皿事業特別奨励金」という名称でこの紙面でご紹介しましたが、この間、名所変更、内容変更および条件変更がありましたので、再び取り上げることにしました。助成金の金額面だけみると結構魅力的ですが、山口県の実際の支給実績率は全国的にも低いそうです（認定企業のうち実際助成金を受給できるのは、7件のうち1件の割合。理由はいろいろ考えられますが、助成金認定時の事業計画と支給申請時の事業実績の乖離が大きいのかも知れません。筆者の経験からしても、その傾向が高いように感じられます。難易度は決して低くない助成金ですが、創業を支援する数少ない助成金であり、また平成20年度末で制度が終了することを考慮すると、是非積極的に利用してもらいたい助成金のひとつです。

制度の内容

地域に貢献する事業を行う法人を設立又は個人事業を開業し、再就職を希望する者（65歳未満）を常用労働者及び短時間労働者として併せて2人以上雇用した場合に、新規創業に係る経費及び労働者の雇入れについて助成金が給付されます。

受給要件

- ① 法人又は個人が地域貢献事業における創業を行うこと
- ② 創業の日の翌日から起算して6ヶ月以内に、地域貢献事業の実施に係る計画の認定申請を行い、その認定を受けること。
- ③ 創業後1年半以内に、継続して雇用する労働者を2人以上（うち1人以上は非自発的離職者。ただし、非自

発的離職者自らが創業する場合は1人以上（非自発的離職者でなくても可。）とする。）雇い入れ、3ヶ月以上経過していること。

受給金額

以下の2種類（新規創業支援金、雇入れ奨励金）の助成金が用意されています。

●新規創業支援金
創業後6ヶ月以内に支払った下記の①～③に該当する創業経費の3分の1（上限額は下表）

- ① 法人設立または個人事業の開業に関する事業計画作成費
- ② 設備、運営経費（事業所の改修工事費、設備、備品、事務所賃貸料等）
- ③ 職業能力開発経費

助成金の上限額		雇用調整方針対象者の雇入れ	
		ある	なし
非自発的離職者の雇入れ人数	3人以上	500万円 300万円(※)	400万円 200万円(※)
	2人以下	400万円 200万円(※)	350万円 150万円(※)

※創業支援対象労働者の雇入れ人数が4人以下の場合の上限額

●雇入れ奨励金
非自発的離職者1人当たり30万円を支給。

※非自発的離職者とは次の理由により離職した者です。

- ① 解雇、リストラ
- ② 定年
- ③ 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合
- ④ 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合
- ⑤ その他

助成の対象となる事業の形態

事業の形態は問いません

- 株式会社、合名会社、合資会社 NPO法人
- 企業組合、社団法人、財団法人、社会福祉法人
- 医療法人、各種士業法人等

※個人事業でも対象になりました。

地域に貢献する事業とは

今後成長が期待される左記のサービス分野が指定されています。

- ① 個人向け・家庭向けサービス
- ② 社会人向け教育サービス
- ③ 企業・団体向けサービス
- ④ 住宅関連サービス
- ⑤ 子育てサービス
- ⑥ 高齢者ケアサービス
- ⑦ 医療サービス
- ⑧ リーガルサービス
- ⑨ 環境サービス
- ⑩ 地方公共団体からのアウトソーシング
- ※その他、下関市の重点産業分野として・・・
- ⑪ 食料品製造業
- ⑫ 飲食料品小売業
- ⑬ 一般飲食店

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
URL <http://www.6064.jp>